

第1章

都市づくりの基本方針

第1章 都市づくりの基本方針

1-1 上位計画の整理

「序-2」にて示した各種上位計画について、本市の都市計画に関係するものを整理します。

1 西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

概要

都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点に立った都市の将来像と、その実現に向けた大きな道筋を明確にするため、西三河都市計画区域の都市計画の基本的な方向性を愛知県が広域的見地から定めたもの。

本市の都市計画への落とし込み

- 物流拠点である衣浦港および広域交通体系を活かし、自動車関連産業を中心とした工業などが力強く発展する都市づくり
- 歴史・文化・自然などの地域の資源を大切にしながら、働く場と生活の場が近接し、便利で快適に暮らすことができる都市づくり
- 主要な鉄道駅周辺などにおいて便利で生活に必要な都市機能を集積し、その周辺へのアクセス利便性が高い地域において、質の高い居住空間を有する都市づくり
- 都市活動、環境負荷低減を目指した持続可能な都市づくり
- 南海トラフ地震などの大規模地震に備え、広域的な避難活動や救助・復旧活動の拠点となる公園の防災機能の確保など、自然災害に強い都市づくり

図 本市を含む衣浦東部地域、西三河都市計画区域



2 高浜市総合計画およびその関連計画（総合戦略、人口ビジョン）

概要

【総合計画】

本市が行う全ての政策・施策・事業の根拠となる最上位の行政計画、市政運営の根幹となる計画（まちづくりの設計図）として、将来、高浜市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんなことに取り組んでいくのかを、総合的・体系的にまとめたもの。

【総合戦略】

「まち・ひと・しごと創生法」第9条および第10条に基づき、本市の高齢化の進展による人口構成への対応、それが招く将来的な人口減少に立ち向かうべく、本市が今後講ずべき基本目標と基本的方向を示すもの。

【人口ビジョン】

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し、本市の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する市民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもの。

本市の都市計画への落とし込み

- 市民の自主性を高め交流を促進する都市づくり
- いきいきとした暮らしを実現できる都市づくり
- 「住んでみたい、住みやすい、そして住み続けたい高浜市」を目指した都市づくり
- 将来にわたって安心して暮らせる都市づくり

3 高浜市国土強靱化地域計画

概要

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、本市において、総合的、計画的に強靱化に関する施策を推進するための指針として定めたもの。

本市の都市計画への落とし込み

- 地域および社会の重要な機能(警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等)の維持
- 市民の財産および公共施設、産業・経済活動に係る被害の軽減
- 迅速な復旧復興

1-2 都市計画の基本方針

各種上位計画を踏まえ、本市の都市計画の基本方針を下記のように定めます。

【基本方針】

- 本市の将来を見据えた、コンパクトで住みやすい持続可能な都市の形成
- 本市の歴史や自然を大切にしつつ、未来を担う産業の活性化による地域社会の創生
- 市民協働のもと、大規模地震などの自然災害に強い、安全・安心なまちの実現